

別記2 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ

I 各取組共通事項

第1 支援計画、事業実施状況及び評価報告の作成

1 支援計画の作成

本要綱第4の1に定める支援計画は、別表6に規定する項目を含めて作成するものとする。

2 事業実施状況報告の作成

本要綱第7の1に定める事業実施状況報告は、別表7に規定する項目を含めて作成するものとする。

3 評価報告の作成

本要綱第8の1に定める評価報告は、別表7に規定する項目を含めて作成するものとする。

第2 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務、指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、本要綱別表1のⅡのメニュー欄の事業の総事業費に別表8に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表9に定めるとおりとする。

第3 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の中心経営体等の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

第4 効率的かつ適正な執行の確保

1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。

2 地方農政局長（北海道にあつては生産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。

4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

5 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めることなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

第5 整備した施設等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、整備した施設等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の施設等である場合は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

1 管理方法

(1) 事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

(2) 事業実施主体は、助成対象者に対し、施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

(3) 事業実施主体は、助成対象者に対し、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。

(4) 事業実施主体は、助成対象者が（3）で作成した施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により整備した施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。

(5) (1) から (4) までにかかわらず、地域担い手育成支援タイプのうち条件不利地域型で整備した共同で利用する施設等にあつては、以下のとおりとする。

ア 所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めること等により、適正な管理運営を行うこと。

イ 施設等の継続的活用を図るため、必要な資金の積立てに努めること。特に、補助金等を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意すること。

ウ アの管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を明記すること。

(ア) 事業名及び目的

(イ) 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

(ウ) 設置場所

(エ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

(オ) 利用者の範囲

(カ) 利用方法に関する事項

(キ) 利用料に関する事項

(ク) 保全に関する事項

(ケ) 償却に関する事項

(コ) 必要な資金の積立てに関する事項

(サ) 管理運営の収支計画に関する事項

(シ) その他必要な事項

エ 施設等の利用状況等が低調な場合、事業実施主体は、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 事業実施主体は、機械等の利用計画に対する利用状況等について、次に掲げる状況が3か年（bの（a）にあつては2か年）継続している場合にあっては、助成対象者に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

a 利用計画に対する利用状況が70%未満

b 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあつては、次に掲げるとお

りとする。

(a) 施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が50%未満

(b) 当該施設の収支率が80%未満

(c) 収入計画に対する収入実績の割合が70%未満

(イ) 事業実施主体は、(ア)により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、助成対象者に対して機械等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

2 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、1の(1)で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、都道府県又は市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

3 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第6 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次に掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

1 計画書関係

【助成対象者の場合】

(1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料

(2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

(3) 施設等の規模決定の根拠となる資料

(4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料

【事業実施主体の場合】

(1) 配分基準表及び地区配分基準表に基づくポイント化の根拠を確認した資料

(2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料

(3) 助成対象者が整備した施設等の規模決定の根拠を確認した資料

(4) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料

(5) 各支援計画の根拠となる資料

(6) 本要綱第7の事業実施状況の報告等及び本要綱第8の対策の評価の根拠となる資料

2 予算関係書類

(1) 予算書及び決算書

- (2) 分（負）担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）
- (4) その他

3 工事施工関係書類

【直営施行の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

【請負施行、委託施行及び代行施行の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

4 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第7 留意事項及びフォローアップ等

- 1 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。
なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。
- 3 都道府県知事は、2による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長に報告するものとする。
- 4 地方農政局長は、3の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。

- 5 事業実施主体は、各支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、農業経営相談所（農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の農業経営相談所をいう。以下同じ。）等の関係機関及び基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- 6 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。
- 7 都道府県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して、本事業により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。
- 8 事業実施主体は、助成対象者に対し、経営の継続が図られるよう、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定を推進するものとする。
- 9 事業実施主体は、助成対象者における農作業安全対策の取組促進や意識向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

別表 6（先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプの支援計画）

支援計画	支援計画に記載すべき項目
1 先進的農業経営確立支援及び地域担い手育成支援計画 (融資主体補助型)	1 成果目標の妥当性等 支援計画については、別紙様式1号の2の(2)のIに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、各成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を支援計画に記載するものとする。 なお、その記載に当たっては、別記2のIIに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。 (1) 成果目標が市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）等の今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び人・農地プランに即したものであり、事業実施年度から3年度目の目標値が事業実施年度における値に比べ改善されるものであること。 (2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、別記2の別表10-1に定める経営体の成果目標に係る目標項目から、必須目標に加え事業関連取組目標の1つ以上（別記2の別表10-2で定める配分基準表の項目欄の③のア及び⑧について目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては3つ以上（③のア又は⑧のいずれか一方について目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては2つ以上）、同別表10-3で定める配分基準表の項目欄の③のアについて目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては2つ以上）の項目について、事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。 なお、上記において、目標年度までに実施することとしてポイント化する場合は、客観的な資料によりその計画・実現性を確認すること。 また、別表10-2及び別表10-3の配分基準表の項目欄の②（現状の水準欄のうち農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている場合を除く。）及び③のア並びに別表10-2の⑧について目標年度までに実施することとしてポイント化した場合は、それぞれ、別表10-1の経営体の成果目標に係る項目のうち、②経営面積の拡大及び⑦農業経営の法人化並びに③農産物の価値向上を成果目標として設定していること。 (3) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展につながるものであること。 また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっているものであること。 (4) 過去に実施した本事業、経営体育成支援事業及び担い手確保・経営強化支援事業等との成果目標の整合が図られていること。 (5) 別記2のIIの第1の3の(1)のアに基づき、人・農地プランの実質化の取組について、関係部局に確認すること。 (6) 別記2のIIの第1の3の(1)のイの(ア)に該当する助成対象者がいる場合は、人・農地プランの作成時期等について、関係部局と調整の上、目標年度までに作成すること。 (7) 助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に即したものであること。 (8) 助成対象者が認定就農者である場合には、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受け

	た就農計画に即したものであること。 (9) 助成対象となる事業内容が、別記2のⅡの第1の3の(1)のウの規定に適合するものであること。 2 人・農地プランの実質化への取組 別記2の別表10-4の1の人・農地プランの実質化の取組について、支援計画の作成時までに人・農地プランを実質化することとしてポイント化する場合は、客観的な資料によりその計画・実現性を確認すること。 なお、上記に限らず本事業を契機として積極的に人・農地プランの実質化の取組を推進すること。 3 助成対象者情報等の把握すべき事項 助成対象者の要件の把握及び整備した施設等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。 なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。 (1) 助成対象者情報 ア 成果目標及び配分基準に関する客観的な資料 イ 人・農地プランに位置付けられた取組内容（現状・今後の農地の引受けの意向の経営面積等） ウ 融資の詳細（金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助事業の活用見込み、導入する施設等を融資に伴う担保に供するか否か等） なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。 (2) 導入する施設等 ア 導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料 イ 導入する施設等の耐用年数（中古施設等である場合は、残存耐用年数）に関する客観的な資料
2 被災農業者支援計画 (被災農業者支援型)	1 成果目標の妥当性等 被災支援計画については、別紙様式1号の2の(2)のⅠに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、各成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を被災支援計画に記載するものとする。 なお、その記載に当たっては、別記2のⅢに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。 (1) 取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。 (2) 助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。 (3) 被災前の施設等が国庫補助事業により整備された施設等である場合は、財産処分等の必要な調整が図られているものであること。 (4) 営農施設等の補強の取組における成果目標の規定に当たっては、別表6の1（先進的農業経営確立支援及び地域担い手育成支援計画（融資主体補助型））の1（成果目標の妥当性等）の(1)から(9)までの規定を準用するものとする。 (5) 別途経営局長が定める内容に沿っていること。 2 被災の状況と復興方針に関する事項 災害名、市町村内の被害の程度、本事業を活用した復興方針等を踏まえて記載する。

	なお、地方公共団体による助成が行われる場合は、その詳細が分かる資料を整備するものとする。 3 助成対象者情報等の把握すべき事項 助成対象者の要件の把握及び整備した施設等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。 なお、関係する書類の整備に当たっては、助成対象者への負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。 (1) 助成対象者情報 ア 市町村長による、該当する災害により被災した農業者であることの証明 イ 園芸施設共済の引受対象施設である場合には、 (ア) 現状（施設名、経過年数、共済金支払通知書に関連する棟番号及び共済支払金額） (イ) 今後（保険等の加入予定年月日及び保険会社の名称） ウ 成果目標及び農業経営の改善を図るための取組に関する客観的な資料 エ 融資の詳細（金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助事業の活用見込み、導入する施設等を融資に伴う担保に供するか否か等） なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。 (2) 導入する施設等 ア 導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料 イ 導入する施設等の耐用年数（中古施設等である場合は、残存耐用年数）に関する客観的な資料 ウ 被災した施設等の整備時における国庫補助事業の活用状況（事業名、実施年度、原形復旧に該当するか否か等） エ 導入する施設等の目的（原形復旧、補強、規模拡大（能力向上）等）が分かる客観的な資料
3 条件不利地域補助型支援計画 (条件不利地域型)	1 成果目標の妥当性等 支援計画については、別紙様式1号の2の(2)のⅡに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、各成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を支援計画に記載するものとする。 なお、その記載に当たっては、別記2のⅣに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。 (1) 成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、かつ、事業実施年度から3年度目の設定した目標値が事業実施年度における値から増加するものであること。 (2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として経営体の成果目標に係る目標項目のうち、1つ以上の項目について事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。 ただし、配分基準表の項目欄で該当するとしてポイント化している場合は経営体の成果目標として設定しているものであること。 (3) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業

実施地区の発展及び改善につながるものであること。

また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっているものであること。

- (4) 過去に実施した本事業及び経営体育成支援事業のうち条件不利地域補助型（以下「本事業等」という。）との整合が図られていること。

2 助成対象者情報等の把握すべき事項

助成対象者の要件及び整備した施設等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者への負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。

- (1) 事業実施地区に関する客観的な資料

- (2) 助成対象者

ア 助成対象者に関する客観的な資料

※ なお、助成対象者が別記2のⅣの第1の3の(1)のイに規定する参入法人である場合は、助成対象者要件に適合するか否かの判断が必要なため、以下の項目を記載したプログラムを作成すること。

(ア) 法人の形態（株式会社等の区分、業種、農業従事者数）

(イ) 別記2のⅣの第1の3の(1)のイの(ア)の前段に基づき実施する場合

a 権利設定の内容及び期間

b 現状から目標年度にわたる各年度における利用集積面積と農家戸数

(ウ) 別記2のⅣの第1の3の(1)のイの(ア)の後段に基づき実施する場合

a 契約の内容及び契約期間

b 現状から目標年度にわたる各年度における原料名及び数量と農家戸数

(エ) 会社における資本金及び出資金と常時従事者数等

イ 成果目標及び配分基準に関する客観的な資料

ウ 施設等の利用計画に関する客観的な資料

なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。

- (3) 導入する施設等

ア 導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料

イ 導入する施設等の耐用年数（中古施設等である場合は、残存耐用年数）に関する客観的な資料

別表 7（先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプの事業実施状況報告及び評価報告）

事業実施状況及び 評価報告	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 先進的農業経営 確立支援及び地域 担い手育成支援事 業実施状況報告及 び評価報告 (融資主体補助型)	1 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式 5 号の 2 の I に規定する項目を網羅した上で作成するものとする。 2 事業実施後の助成対象者における成果目標 別表 6 に基づき作成した支援計画の目標年度における成果目標の達成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。 なお、成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと事業実施主体が認めるときは、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。 また、事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成状況がいずれも 80 % 未満である助成対象者並びに目標年度の必須目標の達成状況が 80 % 未満である助成対象者については、必須目標の確実な達成を図るため、農業経営相談所等の支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。 3 目標年度前に成果目標が達成された場合の措置 目標年度前に成果目標が達成された場合（必須成果目標が達成された場合及び事業関連取組目標がおおむね達成された場合をいう。）については、翌年度以降、都道府県知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。 4 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置 本要綱第 7 の 2 に規定する点検及び第 8 の 2 に規定する点検評価に基づき、都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式 6 号の 2 に定める様式により作成するものとする。 本要綱第 7 の 2 に規定する点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が 50 % 未満である事業実施主体に対しては重点的に助言・指導を行う。 本要綱第 8 の 2 に規定する点検評価に基づき、改善措置を講じた結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業中止を含め適切な措置を講ずるものとする。 5 点検結果の報告 本要綱第 7 の 3 に規定する都道府県知事から地方農政局長等への報告については、当分の間、本対策の事業実施年度から目標年度までの間、当該年度分の点検結果について翌年度の 9 月末までに報告するものとする。 6 共済等の加入状況 園芸施設共済等の引受対象施設等を整備した助成対象者がいる場合、園芸施設共済等の加入が継続されていることを農業共済担当部局に確認するものとする。
2 被災農業者支援 事業実施状況報告 及び評価報告 (被災農業者支援型)	1 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式 5 号の 2 の I に規定する項目を網羅した上で作成するものとする。 2 事業実施後の助成対象者における農業経営の改善を図るための取組 別表 6 に基づき作成した被災支援計画の農業経営の改善を図るための取組の目標年度における達成状況について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。

	なお、営農施設等の補強の取組に伴い成果目標を設定した場合においては、別表 7 の 1（先進的農業経営確立支援及び地域担い手育成支援事業実施状況報告及び評価報告（融資主体補助型））の 1 から 5 までの規定を準用するものとする。 3 共済等の加入状況 園芸施設共済等の引受対象施設等を整備した助成対象者がいる場合、園芸施設共済等の加入が継続されていることを農業共済担当部局に確認するものとする。
3 条件不利地域補助型支援事業実施状況報告及び評価報告 (条件不利地域型)	1 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式 5 号の 2 のⅡに規定する項目を網羅した上で作成するものとする。 2 事業実施後の助成対象者における成果目標 別表 6 に基づき作成した支援計画の目標年度における成果目標の達成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。 3 目標年度前に成果目標が達成された場合の措置 目標年度前に成果目標が達成された場合については、翌年度以降、都道府県知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。 4 施設等の利用状況 別表 6 に基づき作成した支援計画の施設等の利用計画に対する利用状況等について、客観的な資料に基づき確認するものとする。 なお、確認に当たっては、別記 2 のⅠの第 5 の 1 の（5）のエの（ア）に定める状況に合致していないかの確認を行うものとする。 5 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置 本要綱第 7 の 2 に規定する点検及び第 8 の 2 に規定する点検評価に基づき、都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式 6 号の 2 に定める様式により作成するものとする。 本要綱第 7 の 2 に規定する点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が 50% 未満である事業実施主体に対しては重点的に助言・指導を行う。 本要綱第 8 の 2 に規定する点検評価に基づき、改善措置を講じた結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業中止を含め適切な措置を講ずるものとする。 6 点検結果の報告 本要綱第 7 の 3 に規定する都道府県知事から地方農政局長等への報告については、当分の間、本対策の事業実施年度から目標年度までの間、当該年度分の点検結果について翌年度の 9 月末までに報告するものとする。 7 共済等の加入状況 園芸施設共済等の引受対象施設等を整備した助成対象者がいる場合、園芸施設共済等の加入が継続されていることを農業共済担当部局に確認するものとする。

別表 8（先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプにおける附帯事務費の率）

	都道府県附帯事務費	市町村附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.7%以内	0.4%以内	1/2以内

注：都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

別表 9（先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプにおける附帯事務費の使途基準）

（1）都道府県附帯事務費

区 分	内 容
給 料	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（管理職の地位にある職員は除く。）及び非常勤職員（フルタイム）に対する給与
報 酬	非常勤職員（パートタイム）に対する報酬及び委員手当
職 員 手 当 等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当並びに児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委 託 料	
公 課 費	自動車重量税（補助事業で取得したものに限る。）

(2) 市町村附帯事務費

区 分	内 容
給 料	非常勤職員（フルタイム）に対する給与
報 酬	非常勤職員（パートタイム）に対する報酬及び委員手当
職 員 手 当 等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当並びに児童手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
共 済 費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委 託 料	

注：（１）及び（２）の人件費（給料及び報酬等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

Ⅱ 融資主体補助型（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、実質化された人・農地プランが作成されている地域等が抱える担い手の育成・確保に関する課題を明確にするため、事業実施主体が支援計画を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

- （1）支援計画に基づき実施する事業については、実質化された人・農地プランが作成されている地域内で行われるものとする。また、支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが中心経営体等の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて同事業を実施することができるものとする。

なお、支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として実質化された人・農地プランが作成されている地域と一致させるものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の実質化された人・農地プランが作成されている地域を併せて事業実施地区とすることができる。

- （2）実質化された人・農地プランを作成していない地域であっても、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から賃借権等の設定等（中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。）が営農する範囲を本事業における事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施主体は、今後の人・農地プランの作成時期や作成見通しなどを支援計画で明らかにするものとし、遅くとも目標年度までに人・農地プランを作成するものとする。

3 事業内容

（1）融資主体型補助事業

ア 実質化された人・農地プラン

事業実施主体は、5の（2）に規定する支援計画の提出と併せて、2に規定する事業実施地区における人・農地プランが進め方通知に基づき、支援計画の作成までに実質化されていることについて都道府県知事の確認を受けるものとする。

イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者（以下「新規就農者」という。）にあつては、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定就農者（同法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に限るものとする。

- （ア）農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（2の（2）に該当する場合に限る。）

(イ) 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体

(ウ) 既存の人・農地プランが存在せず、進め方通知 5 の (1) に基づき公表された工程表の内容を実現する上で必要であると事業実施主体が認める農業者又は農業者の組織する団体
ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

a 農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕

b 農地等の造成、改良又は復旧

(イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 単年度で完了すること。

b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる農業用施設が中古施設である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

c 原則として、事業の対象となる施設等(中古資材等を活用して整備する施設を含む。)は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

また、事業の対象となる施設等が中古機械又は中古施設である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。

d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPS ガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

(a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPS ガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。)等の機械については、以下の要件をすべて満たすものであること。

i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

ii 農業経営において真に必要であること。

iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。

(b) 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、(a) の i から iii までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

e 整備を予定している施設等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであること。

f 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)

g 事業実施主体が作成する支援計画の提出以前に自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した施設等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。

h (ア) の a のうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた施設等の修復を行うものであること。

i 助成対象者が過去に本事業(被災農業者支援型を除く。)、経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業を除く。)及び担い手確保・経営強化支援事業(以下「本事業等」という。)により施設等を整備した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目(以下「過去目標項目」という。)の達成が都道府

県事業実施状況及び評価報告書（別紙様式5号）、経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第1－4号）により確認できること。

j 整備を予定している施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

k 整備を予定している施設等の施工業者等が、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）を対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

（ア）農業協同組合

（イ）農業協同組合連合会

（ウ）農林中央金庫

（エ）株式会社日本政策金融公庫

（オ）沖縄振興開発金融公庫

（カ）株式会社商工組合中央金庫

（キ）独立行政法人奄美群島振興開発基金

（ク）銀行

（ケ）信用金庫

（コ）信用協同組合

（サ）都道府県（ただし、都道府県が事業実施主体となる場合は除く。）

（2）追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は、作成する支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該支援計画の写しを送付するものとする。

（ア）プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

（イ）融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）

第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

（ウ）プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

（エ）基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

4 成果目標

本事業の成果目標は、中心経営体等の育成・確保に関する目標とし、別表10-1に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、別表10-1の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

5 実施手続

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合の手続等

助成対象者が市町村区域を超えるほ場等を有し、実質化された人・農地プランの中心経営体の位置付けが2以上の市町村となる場合にあっては、都道府県が事業実施主体になることができる。都道府県が事業実施主体となる場合の手続は、以下に定めるもののほか、都道府県が実施要綱、交付要綱等を作成して定めるものとする。

ア 事業実施主体となる都道府県は、助成対象者が中心経営体に位置付けられている複数の市町村（以下「関係市町村」という。）に対して、人・農地プランの実質化に向けた取組を促すものとする。

イ 事業実施主体となる都道府県は、関係市町村との連絡体制を構築するものとする。

(2) 支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、別表6に規定する項目を含めた支援計画を作成するものとし、支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の支援計画の作成は、助成対象者の配分基準表に基づくポイント化、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに整備する施設等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

イ 整備計画

ウ その他必要な事項

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

1 本要綱第6により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。

(1) 融資主体型補助事業

ア 支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から(ウ)までのうち最も低い額を限度とする。

(ア) 助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額

(イ) 助成の対象となる経費のうち融資額

(ウ) 助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に別表8に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が災害対策等を見込んで留保する額等を除いた配分予定額（以下「配分予定額」という。）を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額及び1の(3)のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を先進的農業経営確立支援タイプにあっては別表10-2、地域担い手育成支援タイプにあっては別表10-3の配分基準表に基づきポイント化し、各タイプ別にその合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに別表10-4の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。ただし、(2)の②の額の算定に当たっては、上記により算出した配分基準ポイントによらず、事業実施地区ごとに、以下の要件を満たす助成対象者であって集約型の農業経営に取り組もうとする者を対象として、別表10-3に変えて別表10-3-2、別表10-4に変えて別表10-4-2に基づき算出したポイントにより算定するものとする。

- ① 耕種農家であること。
- ② 目標年度における1ヘクタール当たりの付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。）が50万円以上であること。
- ③ 目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと。

- (2) 地域担い手育成支援タイプについて、以下の額の算定を行う。なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費（追加的信用供与補助事業費を除く。）が小さい事業実施地区を上位とする。

- ① 配分予定額のうちロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した機械等（労働力不足の解消、農産物の価値向上等の農業経営上の課題への対応に資することが確実と見込まれるものに限る。以下「イノベーション機械等」という。）の整備を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうちイノベーション機械等を整備する各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

- ② 配分予定額のうち集約型の農業への取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうち集約型の農業に取り組む各助成対象者の要望額（①で要望額を算定したものを除く。）に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

- (3) 配分予定額から(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者のうち(2)で要望額を算定したものの以外のものの要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費（追加的信用供与補助事業及び附帯事務費を除く。）が小さい事業実施地区を上位とする。

- (4) (2)及び(3)により算定された額に係る1の(3)のうち市町村附帯事務費の額を算

定する。

(5) 助成対象者ごとの上限額は、以下のとおりとする。

ア 先進的農業経営確立支援タイプ

法人は1,500万円、個人は、1,000万円とする。

イ 地域担い手育成支援タイプ

300万円とする。

- 3 国は、地域農業の活性化や農業の6次産業化に向けた取組等に重要な役割を果たしている女性経営体に取り組む場合や、過去に国庫補助事業や地方公共団体等単独事業を利用せずに融資を活用して施設等を整備し、著しい経営改善を達成した実績のある者が新たに本事業を活用する場合は、優先的に支援が受けられるよう、都道府県に対し予算配分に当たっての協力を求めるものとする。

第3 追加的信用供与補助事業の精算等

- 1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、別記2のⅢの第3の1に基づく報告も併せて行うものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

- 2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払の請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。）

- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

- 4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合（基金協会の対象区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。以下同じ。）、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の3の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額（5の返還済額を除く）

(C) は、基金協会が第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額がある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

別表10－1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大に取り組む。
事業関連取組目標	必須目標を達成するための目標を、以下の②～⑦のうち1つ以上（別表10－2で定める配分基準表の項目欄の③のア及び⑧について目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては3つ以上（③のア又は⑧のいずれか一方について目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては2つ以上）、同別表10－3で定める配分基準表の項目欄の③のアについて目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては2つ以上）設定すること。 また、事業の内容が農産物の加工を行う施設等を整備する場合にあっては、以下の③農産物の価値向上を設定すること。
② 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
③ 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出（他の事業者との連携を含む。）、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。
④ 単位面積当たり収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
⑤ 経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。）の縮減に取り組む。
⑥ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせた複合的な農業経営の展開等に取り組む。又は、収益性の高い品目の導入・拡大に取り組む。

⑦ 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
------------	---------------

注：事業関連取組目標は、原則として事業実施地区内で行う取組について設定するものとする。

ただし、事業実施地区内で自ら生産した農産物及び事業実施地区外の農業者から購入した農産物を用いて加工を行う場合等、助成対象者の取組の範囲が事業実施地区の範囲を超える場合には、助成対象者の取組全体について選択目標を設定することができるものとする。

別表10－2

先進的農業経営確立支援タイプにおける配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。ただし、④の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 （ア）直近年度の付加価値額	
	a 基準額（600万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の50%増し（900万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の100%増し（1,200万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の200%増し（1,800万円）以上	1 経営体につき 4 点
	e 基準額の300%増し（2,400万円）以上	1 経営体につき 5 点
	f 基準額の400%増し（3,000万円）以上	1 経営体につき 6 点
	（イ）直近年度の就業者1人当たり付加価値額	
	a 基準額（250万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の25%増し（313万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の50%増し（375万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の100%増し（500万円）以上	1 経営体につき 4 点
	e 基準額の150%増し（625万円）以上	1 経営体につき 5 点
	f 基準額の200%増し（750万円）以上	1 経営体につき 6 点
	（注）臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定（小数点第2位を四捨五入）。 イ 目標ポイント ④の新規就農ポイントの加点を受ける者にあ	

	っては（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度までの付加価値額又は就業者 1 人当たりの付加価値額の拡大率	
	a 9%以上	1 経営体につき 1 点
	b 12%以上	1 経営体につき 2 点
	c 15%以上	1 経営体につき 3 点
	d 20%以上	1 経営体につき 4 点
	e 25%以上	1 経営体につき 5 点
	f 30%以上	1 経営体につき 6 点
	g 35%以上	1 経営体につき 7 点
	（イ）目標年度の付加価値額	
	a 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	1 経営体につき 2 点
	b 基準額の10%増し以上	1 経営体につき 3 点
	c 基準額の20%増し以上	1 経営体につき 4 点
	d 基準額の30%増し以上	1 経営体につき 5 点
	e 基準額の40%増し以上	1 経営体につき 6 点
② 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年度前より経営面積が拡大しており、アからカまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 8 ha（施設園芸作の場合は 2 ha、果樹作の場合は 1 ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 6 点
	イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 4 ha（施	1 経営体につき 5 点

	設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	
	ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 4点
	エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 3点
	オ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 2点
	カ 上記アからオまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 1点
③ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1経営体につき 2点
	イ GLOBALG. A. P. 又はAS IAGA Pの認証を取得している。	1経営体につき 1点
	ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定している。	1経営体につき 1点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1経営体につき 2点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合(法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。)は、

		2点 b 事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合は、1点
⑤ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1経営体につき 1点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。
⑥ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1経営体につき 3点
⑦ 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1経営体につき 1点
⑧ 他産業との連携	ア 経営体自ら生産・加工・販売の一体化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき 2点
	イ 異分野の事業者と連携し生産現場のICT・IoT活用、物流の効率化、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき 2点
⑨ 多様な人材の育	以下のいずれかの取組である。 ア 農業の担い手・労働力不足解消のため、多様な	1経営体につき 2点

成・確保	人材（障がい者、高齢者等）が就労している又は就労の環境整備を行っている イ 地域産業の理解促進に向け施設給食（子ども食堂、学校・病院・福祉施設等）への食材提供を行っている	
------	---	--

注：１ 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として事業実施地区内での取組により算定するものとする。

２ 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合及び「⑧他産業との連携」のうち「目標年度までに行うこととしている」に該当するとして加点する場合は、それぞれの取組に対する計画を必ず確認するものとする。

３ 輸出事業計画（ＧＦＰグローバル産地計画）とは、輸出事業計画（ＧＦＰグローバル産地計画）の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

別表10－3

地域担い手育成支援タイプにおける配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。ただし、④の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 （ア）直近年度の付加価値額	
	a 基準額（600万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の50%増し（900万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の100%増し（1,200万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の200%増し（1,800万円）以上	1 経営体につき 4 点
	（イ）直近年度の就業者1人当たり付加価値額	
	a 基準額（250万円）以上	1 経営体につき 1 点
	b 基準額の25%増し（313万円）以上	1 経営体につき 2 点
	c 基準額の50%増し（375万円）以上	1 経営体につき 3 点
	d 基準額の100%増し（500万円）以上	1 経営体につき 4 点
	（注）臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定（小数点第2位を四捨五入）。 イ 目標ポイント ④の新規就農ポイントの加点を受ける者にあつては（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率	
	a 3%以上	1 経営体につき 1 点
	b 5%以上	1 経営体につき 2 点

	c 7 %以上	1 経営体につき 3 点
	d 9 %以上	1 経営体につき 4 点
	e 12%以上	1 経営体につき 5 点
	f 15%以上	1 経営体につき 6 点
	(イ) 目標年度の付加価値額	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	1 経営体につき 2 点
	b 基準額の10%増し以上	1 経営体につき 3 点
	c 基準額の20%増し以上	1 経営体につき 4 点
	d 基準額の30%増し以上	1 経営体につき 5 点
	e 基準額の40%増し以上	1 経営体につき 6 点
② 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年度前より経営面積が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当している。	実質化された人・農地プランの「対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針」等において、地域集落内の農地を追加的に引き受ける中心経営体として位置付けられている場合は、以下の点数に2点を加算する。
	ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 5 点
	イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 4 点

	ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 3 点
	エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は0.5ha、果樹作の場合は0.25ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 2 点
	オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
③ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBAL G. A. P. 又はAS I A G A P の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1 経営体につき 1 点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、2 点 b 事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合は、1 点

⑤ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、受け入れた農業研修生が、過去 5 年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1 点加点する。
⑥ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3 点
⑦ 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1 点

- 注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として事業実施地区内での取組により算定するものとする。
- 2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
- 3 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）とは、輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

別表10－3－2

地域担い手育成支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 1 ha 当たり付加価値額の拡大	目標年度における1 ha当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。	
	a 50万円以上100万円未満	1 経営体につき 1 点
	b 100万円以上150万円未満	1 経営体につき 2 点
	c 150万円以上200万円未満	1 経営体につき 3 点
	d 200万円以上250万円未満	1 経営体につき 4 点
	e 250万円以上300万円未満	1 経営体につき 5 点
	f 300万円以上350万円未満	1 経営体につき 6 点
	g 350万円以上400万円未満	1 経営体につき 7 点
	h 400万円以上450万円未満	1 経営体につき 8 点
	i 450万円以上500万円未満	1 経営体につき 9 点
	j 500万円以上	1 経営体につき 10 点
② 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 2 点
	イ GLOBAL G. A. P. 又はAS I A G A Pの認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。	1 経営体につき 1 点
③ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。

		a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）は、2点 b 事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合は、1点
④ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 経営体につき 1点 なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。
⑤ 女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3点
⑥ 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1点
⑦ 水田農業高収益化推進計画との連携	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 経営体につき 1点

- 注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として事業実施地区内での取組により算定するものとする。
- 2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
- 3 輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）とは、輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- 4 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。

別表10－4

地区配分基準表

1 人・農地プランの実質化の状況

項 目	現 状 の 水 準	点 数
人・農地プランの実質化の取組	支援計画の作成までに、事業実施要望地区内の人・農地プランが実質化されている。	1点を加点する。

注：1 事業実施要望地区とは、別記2のⅡの第1の2の（1）の事業実施地区とすることを希望する地区となることが見込まれる地区をいう。以下同じ。

2 人・農地プランの実質化（進め方通知5の（1）に基づき工程表が公表された地域の人・農地プランを除く）がされているかの判断は、同通知を参考に市町村において確認するものとする。

2 事業実施区内における農地集積の状況

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 中心経営体への農地集積	事業実施要望地区内における中心経営体の地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	2点を加点する。
② 農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区内の中心経営体への農地集積の取組を進め、3年度前より中心経営体への農地集積率が1割以上増加している。	1点を加点する。 ただし、左記のうち事業実施前1年度内に増加した農地集積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活用している場合は2点を加点する。

注：2の②の3年度前とは、事業実施年度の3年度前の4月1日が基本となるが、人・農地プランが作成されていなかった場合には、人・農地プランが作成された時点を起点とするものとする。

別表10－4－2

地区配分基準表（集約型農業経営優先枠）

1 人・農地プランの実質化の状況

項 目	現 状 の 水 準	点 数
人・農地プランの実質化の取組	支援計画の作成までに、事業実施要望地区内の人・農地プランが実質化されている。	1点を加点する。

注：1 事業実施要望地区とは、別記2のⅡの第1の2の（1）の事業実施地区とすることを希望する地区となることが見込まれる地区をいう。以下同じ。

2 人・農地プランの実質化（進め方通知5の（1）に基づき工程表が公表された地域の人・農地プランを除く。）がされているかの判断は、同通知を参考に市町村において確認するものとする。

2 地区の状況

項 目	現 状 の 水 準	点 数
中山間地域における取組	事業実施要望地区が、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域である。	2点を加点する。

注：事業実施要望地区のすべてが中間農業地域又は山間農業地域に分類されている場合に加点するものとする。

Ⅲ 被災農業者支援型（地域担い手育成支援タイプ）

第1 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、3に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業内容

（1）融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な施設等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

また、営農施設等の補強の取組にあつては、上記のほか、別記2のⅡの第1の2に規定する事業実施地区要件を満たした同3の（1）のア及びイを満たす者を対象として助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

（ア）助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであつて、別途経営局長が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったものとする。

- a 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- b 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- c aと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備
- d 農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できないものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できないものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得
- e 気象災害等により被害を受けた営農施設等の補強

（イ）（ア）のaからeまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けているものとする。

- a 事業実施年度内に完了する取組であること。
- b 本事業以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
- c 運搬用トラック、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- d 事業の対象となる施設等が中古である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであり、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
- e 修繕又は取得（以下「復旧」という。）する施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、再度の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。――
- f 復旧しようとする施設等の施工業者等が、G Lで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。
- g 農業用機械の取得にあつては、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目

標を設定していること。

h 上記 a から g までのほか、(ア) の e の取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

(a) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

(b) 整備を予定している営農施設等の補強が経営体の別表10－1の成果目標の達成に直結するものであること。

(c) 助成対象者が過去に本事業等により営農施設等を整備している場合には、過去目標項目に係る成果目標の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。

(ウ) プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

a 農業協同組合

b 農業協同組合連合会

c 農林中央金庫

d 株式会社日本政策金融公庫

e 沖縄振興開発金融公庫

f 株式会社商工組合中央金庫

g 独立行政法人奄美群島振興開発基金

h 銀行

i 信用金庫

j 信用協同組合

k 都道府県

l 市町村

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は作成する被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

(イ) 融資機関（保証保険法第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア) の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ) において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア) の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

3 成果目標等

本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

4 実施手続

(1) 被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項のほか、別表6に定める項目を含めた被災支援計画を作成するものとし、作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。

ア 被災の状況と復興方針

イ 成果目標

ウ 実施計画

エ その他必要な事項

(2) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。なお、被災支援計画の作成前に着工したものにあつては、この限りでない。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ただし、被災支援計画の作成までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うよう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的

確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号（（２）のアの被災支援計画の作成前に着工した場合にあっては、着工年月日）を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。また、都道府県知事は事業実施主体が助成対象者に対し、（２）のアの被災支援計画の作成時点で着工させる場合は、被災支援計画の作成後において必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の作成前に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

5 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

1 本要綱第6により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。

（1）融資等活用型補助事業

ア 被災支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の（ア）及び（イ）により算定した額を限度とする。

（ア）助成の対象となる復旧に係る施設等（以下「助成対象施設等」という。）が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済等への加入が災害対策の基本であることから、助成対象施設等ごとに以下のaからcまでのいずれか低い額を限度とする。

a 助成の対象となる事業に要する経費（以下「助成対象事業経費」という。）に10分の3を乗じて得た額

b 助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から支払共済金に2分の1を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現存率（園芸施設共済共済価格設定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第655号）別表1の時価現存率をいう。）並びに10分の4（園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控

除して得た額

(イ) 助成対象施設等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該施設等ごとに以下の a 又は b のいずれか低い額を限度とする。

a 助成対象事業経費に10分の3を乗じて得た額

b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

(ウ) 助成対象施設等が営農施設等の補強を行う場合である場合の助成金の額は、当該施設等ごとに以下の a 又は b のいずれか低い額を限度とし、助成対象者ごとの上限額は300万円とする。

a 助成対象事業経費に10分の3を乗じて得た額

b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

(2) 追加的信用供与補助事業

被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に別表8に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 国は、1で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。

第3 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、別記2のⅡの第3の1による報告を行う場合は、当該報告に併せて報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の2の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額

3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の2の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還額を除く)

(C) は、基金協会が第1の2の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額がある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

Ⅳ 条件不利地域型（地域担い手育成支援タイプ）

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、条件不利支援計画（経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。）を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

条件不利支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域であり、かつ、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する地域内において、集落を最小範囲として行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて同事業を実施することができるものとする。

（1）対象地域において、農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道においては2ha）未満であり、かつ農地面積が0.5ha（北海道においては2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域

（2）対象地域の販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。）に対する副業的農家（1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家をいう。）の割合が7割（北海道においては3割）以上の地域であって、主業農家（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。）の割合が1割（北海道においては6割）以下の地域

（3）農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね1ha（北海道においては2ha）未満であり、かつ農地面積が1ha（北海道においては2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域であり、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低く、又は高齢化率・耕作放棄率が高いなど経営体を育成・確保する必要があると事業実施主体が認める地域

3 事業内容

（1）助成対象者

事業実施主体は、次に掲げる要件のいずれかを満たす団体等を対象として助成を行うことができるものとする。

ア 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる要件を満たす団体。ただし、（オ）のうち食品製造業者等と連携して、本要綱別表1のⅡの3のメニュー欄の（1）のオ、ケ及びコに掲げる事業内容を実施する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

（ア）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

（イ）農事組合法人以外の農地所有適格法人

（ウ）特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する法人）及び特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する団体）

（エ）農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。）

（オ）農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

イ 次の要件を全て満たす参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）。

（ア）3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（イ）会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。）であること（中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）を除く。）。

ウ ア及びイ以外の団体等であって、意欲ある経営体に代わって施設等を導入することが妥当であると事業実施主体が認める農業協同組合、土地改良区、農業委員会及び第三セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、それらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。）。

（2）助成対象となる事業内容等

ア 助成の対象となる事業内容等は、本要綱別表1のⅡの3のメニュー欄に掲げるとおりとする。

イ 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる基準を満たすものとする。

（ア）個々の事業内容について、単年度で完了すること。

（イ）事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる農業用施設が中古施設である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

（ウ）原則として、事業の対象となる施設等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

また、事業の対象となる施設等が中古機械又は中古施設である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。

（エ）整備を予定している施設等が、成果目標の達成に直結するものであること。

（オ）本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

（カ）事業実施主体が作成する支援計画の提出以前に自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した施設等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。

（キ）個々の施設等の受益農家数が3戸以上であること。

（ク）事業費は、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていること。

（ケ）施設等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致していること。

（コ）増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業でないこと（既存施設又は資材の有効利用等の観点から見て、地域の実情に即し必要があると事業実施主体が認める場合を除く。）。

（サ）整備する施設等が個人利用及び目的外使用のおそれのないこと。

（シ）既存の施設等の代替として、同種、同規模又は同効用のものを再度導入するもの（いわゆる更新）でないこと。

（ス）施設等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や施設等の構造等を勘案の上、立地場所の選定及び事業名の表示等について、周辺景観

との調和に配慮したものであること。

(セ) 助成の対象となる施設等について、助成対象者と当該施設等を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結するものでないこと（次の要件を満たす場合を除く。）。

a 助成対象者は、農業協同組合、第三セクター等又は農業法人であること。

b 利用者は、助成対象者ごとに次のとおりとすること。

(a) 助成対象者が農業協同組合、第三セクター等の場合にあつては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として事業実施主体が認める者をいう。）であること。

(b) 助成対象者が農業法人の場合にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であつて、新たに営農を開始しようとする新規就農者

ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人

iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人

c 受益戸数は、3戸以上であること。

d リース契約の対象となる施設等は、本要綱別表1のⅡの3のメニュー欄の（1）アからカまで又はクのいずれかに該当すること。ただし、アは農業用機械、温室又は畜舎、イは麦及び大豆等に汎用性のあるものに限る。

e 1年当たりのリース料は、次に掲げる算式により算出される額以下であること。

助成対象者負担相当額（事業費から本事業による助成金の額を控除して得た額をいう）

整備した施設等の耐用年数

+整備した施設等の年間管理費

f 助成対象者が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設等のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

g 利用者は、施設等を責任をもって利用し、災害等により当該施設等に異常が起きた場合は、速やかに助成対象者に報告すること。

報告を受けた助成対象者は、速やかに事業実施主体にその旨を報告し、指示を受けること。

h 助成対象者と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、助成対象者は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、事業実施主体に協議するものとする。

(ソ) 助成の対象となる施設等が育苗箱、パレット、コンテナ（通い容器的なもの）、運搬台車であつて低額なもの及びフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）でないこと。

(タ) 整備を予定している施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

(チ) 整備を予定している施設等の施工業者等が、G Lで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

4 成果目標等

本事業の成果目標は、意欲ある経営体の育成・確保とし、別表11－1に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が設定するものとし、別表11－1の目標項目ごとの当該目標を設定した経営体の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

5 実施手続

(1) 条件不利支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項のほか、別表6に定める項目を含む条件不利支援計画を作成するものとし、条件不利支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際、助成対象者の成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び整備する施設等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

ア 事業実施地区の概要

イ 事業実施地区の成果目標

ウ 施設整備計画

エ その他必要な事項

(2) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、実施設計書の作成を行い、適切な事業費の積算等を行うため自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事行程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態があ

る場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

1 本要綱第6により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。

（1）条件不利地域型補助事業

ア 条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体がそれぞれの条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容ごとに本要綱別表1のⅡの3の交付率欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額又は4,000万円のいずれか低い額を限度とする。

（2）附帯事務費

対象となる事業の事業費に別表8に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 国は、次に掲げる方法により算定された額及び1の（2）のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

（1）事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表11-2の都道府県配分基準表（条件不利地域型補助事業）に基づきポイント化し、その合計値を総事業費で割り戻し、配分基準ポイントを算出する。

（2）予算額の範囲内で（1）で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に当該事業実施地区における（1）のポイント化を行った各助成対象者の要望額に基づく助成金の額及び1の（2）のうち市町村附帯事務費の額の合計額を算定する。

なお、（1）で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費が小さい事業実施地区を上位とする。

別表11－1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
② 耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
③ 農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。
④ 農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑥ 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑦ 雇用	外部からの常時雇用の増加に取り組む。

別表11－2

都道府県配分基準表（条件不利地域型補助事業）

項目	目標水準	点数
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	1 経営体につき 1 点
② 耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	1 経営体につき 1 点
③ 農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。	1 経営体につき 1 点
④ 農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。	1 経営体につき 1 点
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な経営の展開に取り組む。	1 経営体につき 1 点
⑥ 農業経営の法人化	現在、法人化している、又は目標年度までに、法人化することとしている。	1 経営体につき 1 点
⑦ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。	1 経営体につき 2 点 なお、50歳までに就農した者である場合は、1 経営体につき 3 点加算する。
⑧ 雇用	現在、外部から常時雇用している、又は目標年度までに、常時雇用することとしている。 なお、臨時雇用は、事業実施前1年度内の雇用者について延べ240人・日を常時雇用1名として算定する（小数点以下第1位まで求める（小数第2位以下は切り捨て）。）。	1 経営体につき 2 点

〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名

代表者氏名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の事業実施に関する改善計画について

〇年度において実施した強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、当初、（各支援計画の名称を記載）支援計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので報告します。

記

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

I 経営体ごとの成果目標の未達成理由等

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等

II 地区の成果目標ごとの未達成理由等

成果目標項目	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等

III 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

1 担い手への農地利用集積について
2 必要となる中心経営体の育成について
3 人・農地プランの作成・見直し等について
4 未達成者への対応等について

〔記入要領〕

- 1 Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。
また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について記入する。
なお、必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、専門家等を活用した重点的な指導の内容を記入すること。
- 2 IIの「未達成理由の総括」欄については、地区の成果目標ごとに、未達成理由を総括的に整理する。
また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄についても、地区の成果目標ごとに具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について総括的に記入する。
- 3 IIIについては、IIで整理した地区の成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他の課題と対策について記入する。